

令和7年第3回健康福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和7年9月19日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
(1) 請願第 3号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書について
(2) 議案第10号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目について
(3) 議案第11号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
(4) 議案第12号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）について
(5) 議案第13号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
(6) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 田中和八委員長・武藤美砂子副委員長
柴田圭子委員・長谷川則夫委員
石田里美委員
伊藤仁議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|---------|-------|
| 紹介議員 | 岩田典之 |
| 参考人 | 中島弘 |
| 参考人 | 海老原秀典 |
| 市執行部 | |
| 市長 | 笠井喜久雄 |
| 福祉部長 | 金井早苗 |
| 健康子ども部長 | 池内一成 |
| 社会福祉課長 | 内藤篤司 |
| 障害福祉課長 | 石田典子 |
| 高齢者福祉課長 | 奥村敏直 |

子育て支援課長	相馬正樹	
健康課長	竹内崇	
保育課長	高瀬剛志	
保険年金課長	萩原靖殖	
7. 会議の経過	別紙のとおり	
8. 議会事務局	議会事務局長 係長 主任主事	松岡正純 會卓也 石井治夫

委 員 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、田中委員長より御挨拶をお願いいたします。

○田中和八委員長 この夏は酷暑、猛暑、これが約3か月ぐらい続きましたが、ようやくちょっと今日あたりから収まりかけております。

本日は午前と午後に審議がございますので、よろしくお願ひをいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございました。

委員会会議につき、議事等につきましては田中委員長にお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○田中和八委員長 ただいまの出席委員は5名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、健康福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発言していただきますようお願いします。

これから日程に入ります。

(1) 請願第3号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書について

○田中和八委員長 日程第1、請願第3号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書についてを議題といたします。

参考人として、千葉土建一般労働組合、鎌ヶ谷執行委員長の中島 弘さん、海老原秀典さんにお越し頂いておりますので、御紹介をいたします。

○中島 弘参考人 ただいま御紹介いただきました、千葉土建一般労働組合、鎌ヶ谷支部から参りました中島と申します。よろしくお願ひいたします。

○海老原秀典参考人 同じく、千葉土建の本部で書記次長をしております海老原と申します。よろしくお願ひいたします。

○田中和八委員長 初めに、紹介議員より請願の要旨及び事項について説明を求めます。

説明時間は15分です。

なお、請願者からの参考資料については、委員に既に配付済みのため、説明は不要です。

岩田紹介議員。

○岩田典之紹介議員 それでは、請願文書ですけれども、件名、アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書。

請願者、鎌ヶ谷市南佐津間6-5。千葉土建一般労働組合、鎌ヶ谷執行委員長、中島 弘。

紹介議員、岩田典之。

請願要旨。建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律、略称で建設アスベスト給付金法が成立し、2022年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業10社をはじめとしたアスベスト建材製造事業の拠出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済に結びついていません。現に、成立した建設アスベスト給付金法の附則第2条には、「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者に対する損害賠償、その他特定石綿被害建設業務労働者に対する補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされています。

こうした評価は被害者側の勝手な思いではなく、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。しかも、被告の建材企業らは、継続する裁判においていまだに原告側と争う態度を改めていません。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や、国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていません。

以上のことから、下記事項を実施するため、国への意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項。建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に実現してください。

以上です。

○田中和八委員長 参考人より、補足説明などがございましたらお願いをいたします。

海老原参考人。

○海老原秀典参考人 少し私のほうから補足説明をさせていただきたいと思います。

パワー・ポイントを作成させていただきましたので、こちらのほうを御参考いただきながら説明させていただきたいと思います。

先ほど紹介議員、岩田先生のほうからありましたとおり、白井市議会の先生方にお願いしたいことは、こちらに記載がされている、アスベスト建材製造企業の基金への拠出ということになります。これが大きな1つ目のことということで、ぜひこちらのことを御賛同いただければと思います。

少しアスベストのこと、この裁判のことについて御説明をさせていただきたいと思います。アスベストが人体に有害であるということは、実は1970年代にはWHO、世界保健機構のほうが提言をしているということあります。全世界に勧告をしておりましたので、当然日本という国も、製造メーカーも、アスベストが人体に悪影響があるものだということを認識しておりました。

御承知のとおり、アスベストというのは吸ってから病気が発症するまでに20年から30年たって肺がんや中皮腫を引き起こすということがありまして、2000年の初頭には建設従事者に肺がんや中皮腫でお亡くなりになる方が非常に多くなってきた、労災申請をされる方が多くなってきたということで、我々首都圏の建設組合は、2008年に国とアスベスト建材製造企業を相手とした裁判を起こすということになりました。

ここで求めたのは真摯な謝罪、それと損害賠償ということになります。我々が求めていること、このことを長年裁判を繰り広げる中で、2021年5月、これは最高裁であります。この判決で国と建材企業の責任を認める判決が出されたわけであります。その判決の翌日には、当時の首相である菅総理が我々原告団を総理官邸に招いて謝罪をするというようなこともありました。

そして、通常考えづらいことではありますが、5月に最高裁判決が出て、翌月の6月9日には、この建設アスベストに関わる被害者給付金法が全会一致で成立するということになったわけであります。この給付金法によって、現在までに約1万人の方が給付を受けているという状況になっております。

この給付金が成立する背景には多くの国会議員の先生方のお力をお借りしておりますが、与党の建設アスベスト対策プロジェクトチームの中で、野田先生、渡辺先生をはじめ、江田先生、こういった与党の先生方が野党の先生方にもお声がけをいただいて、この法律を制定したということになっております。

給付金ができたじゃないかというところで、いろいろ地方議員の先生方からも言われるんですけれども、先ほどお話ししたとおり、国は謝罪をして給付金法をつくったんですけども、企業はいまだに謝罪をせず、そして裁判を長引かせているという状況になっております。

東京1陣というのが一番最初に提訴した者なんですけれども、その1陣がようやく先月和解に至るということで、企業側は1陣の方にだけ謝罪すると、1陣の方にだけ和解金を支払うというような方向で進められています。

ですので、やはりアスベストの被害を受けていらっしゃる方というのは同じなので、アスベスト建材製造企業からの真摯な謝罪を、裁判によらない謝罪をきちんとしていただきたいということと、企

業が基金、裁判で負けたから賠償金を払うということではなくて、きちんと基金に拠出をして、給付金を国も出し建材メーカーも出すというような状況をつくり出していきたいというところになります。

この最高裁判決のポイントというところを記載させていただきましたけれども、最高裁はこの記載されている中身を認めたというところで画期的な判決だったわけですが、この責任は国の責任が50%あるね、企業の責任は50%あるねということでされているんです。

次のスライドにいきますけれども、一方で、同じアスベストを吸っている建設従事者でありながら救済されない人がいるというところであります。屋外作業者はこの給付の対象になっていないということになるんです。どういうことかというと、屋外で作業していればアスベストがたとえ舞ったとしても希釀されてそんなに吸っていないだろうということなんです。

ところが、大阪泉南のアスベストの建材工場の近くでは多くのアスベストが空気中に舞ったわけなんです。工場周辺の住民に至っても、中皮腫、肺がんで大勢の方が亡くなっているというような実態があります。空気で希釀されても、吸ったら肺からアスベストというのは出ることはありませんので、同じように大阪泉南のアスベスト訴訟においては地域住民への賠償もきちんとされているというところであります。

そして、除斥期間ということになりますが、20年を超える、例えば病気を発症して20年を超えてしまったというような方がいらっしゃった場合、この20年を超えた方は請求ができないというような状況にもなっているというところであります。

そして、アスベストの建材メーカーというのはたくさんありますけれども、最高裁判決では賠償しなさいとなったのは10社ということになっているということです。

ですので、この給付金法の改正の目的ということで、これは我々が求めている全ての被害者を対象にしていただきたいということで、現行法では不十分だよということあります。現行法、給付金は50%の責任がある国部分しか給付がされないということです。最大で2,600万円、最高裁は企業と国と合わせて2,600万円賠償しなさいということで、この給付金では1,300万円が最高ということになります。国の部分だけですから。ですので、建材メーカーから賠償してもらうためには裁判を起こさなくてはならないということになります。裁判を行うということになると非常に長い期間がかかるということになりますので、ここを建材メーカーが基金を拠出して、そして申請すれば当該の被害者が救済されるという制度に変えていきたいということあります。

この給付金法改正の根拠ということになりますが、先ほど岩田先生のほうからもありましたとおり、国は給付金法の附則第2条で、国以外の者による補償も必要があると認めるときはこれを講ずると言っています。国以外の者というのは誰だということで、2021年の通常国会の中で国会議員の先生方に質問していただきました。時の厚生労働大臣、田村先生ですが、この回答は、建材メーカーを想定しているということを明確に回答したということあります。

それで、この給付金法改正には、当然国会の中では与党自民党・公明党の理解は必須でありますし、現在野党の先生方の理解はほぼ得られているという状況でもありますし、与党自民党・公明党の先生方も現状少しづつ理解を深められているというような状況になっております。

最近の動きということですが、当初提訴させていただいた東京1陣、そして東京2陣は、先ほど申し上げたとおり、2025年8月7日、建材メーカーとの勝利的な和解ということになったということであります。これは報道等でもされているところでありますけれども、東京1陣の253名いらっしゃる原告の中で234名が救済されている。東京2陣のほうで言えば、98名いる中で82名が救済をされているということで、合わせて52億円程度企業が賠償するということになりました。

この石綿じん肺救済、国の敗訴確定というのもありますが、除斥期間の問題でも、先ほど申し上げたとおり20年の問題というのが別の裁判でありますけれども、石綿じん肺のほうで申し上げると、これも最高裁のほうで勝っているよというような状況であります。

現在、私たちの運動というところで申し上げると、署名や、こういった国会議員の先生方、こういった運動を進めているという状況、これからも同様に進めていきたいということであります。

そのために、私たちのほうは様々な自治体においてこの意見書採択を進めているというような状況で、現在の状況をスライドにさせていただいたというような状況になっております。

請願採択、これをお願いしたいということで、私からの補足説明は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○田中和八委員長 これから質疑を行います。発言の際は挙手し、委員長の指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、質疑はございますか。

石田委員。

○石田里美委員 ただいまの説明の中で、石綿のアスベストの被害者というのは、白井市内においてどのぐらいの方が発症していらっしゃいますか。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 我々組合の中に組合員は今2万3,000人ほどいるんですけども、2万3,000人の中で裁判を行っている方は、正直申し上げると1人しかおりません。しかしながら、御承知のとおり、例えば人というのは怒りに任せて裁判に訴えてやると言っても、ほぼ訴えないんです。そして、相手が大企業である、国であるということになると、そこまで達する方というのは非常に少ないという状況であります。

被害者のところで申し上げると、組合の中では被害者単位で言うと3人ということになっております。組合外のところで言うと我々も把握し切れておりませんので、労働局のほうに確認したことがあるんですけども、教えることができないということで把握がされていないという状況になります。

○田中和八委員長 石田委員。

○石田里美委員 それでは、今、説明にありました裁判の事例、これ以外にもそういう意味では事例はあるんでしょうか。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 いわゆる給付金法ができて、建材メーカーと国が拠出する補償基金みたいなものがあるかというような御質問かと思いますが、これは存在します。例えば、皆さんも御承知のとおり、水俣病やイタイイタイ病というのがあるんですけれども、これは公害病ということになります。あとは、排ガスの問題で、公害によるぜんそくによる給付金というのがあるんですが、これも同様に、企業が2分の1給付金に対して基金を拠出して、そして、国が基金に2分の1拠出するということでありますので、現行としてそういう制度がある、現行法としてあるということになります。

以上です。

○田中和八委員長 石田委員。

○石田里美委員 それで、今回も国、企業、50%ずつ、2分の1ということの提案ということですか。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 最高裁の判決として、半分は国の責任がある、そして、最高裁は建材メーカーにも半分の責任があるということですので、国はそれにのっとった形で、50%の給付金を申請すれば出しますよということですので、建材メーカーにも50%基金に拠出していただいて、被害者に対して補償していただきたいということあります。

補足をさせていただきますと、現在、先ほど申し上げたとおり、10社が補償をしなさいということで認められているわけなんです。この10社だけに補償を求める会社が潰れちゃうと私は思うんです。ですから、当然建材メーカーというのはたくさんありますので、そういった建材メーカーがみんなでお金を出し合って、そして、企業が永続してちゃんと経営していく状況もつくっていく必要があるんだろうと。自分たちのことだけではなくて、ちゃんと企業にも残ってもらって、そして補償してもらうためには、全ての建材企業が基金に拠出、みんなで出し合って、そして補償していくことが一番よろしいのではないかというような意図から、こういった法改正を求めております。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところなんですかでも、基金は水俣病やイタイイタイ病についてもあるということでしたが、これについてはあるんですか。それとも、まだメーカーが出していないから、国が個別にお金を出しているという状況なんですか。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 もうそちらのほうでは基金ができておりますので、現状はイタイイタイ病に関しても水俣病に関しても、ほぼ新たな被害者がいることはございませんので、過去においてそういう申請があったときに基金として、企業と国が出す基金によってきちんと救済がされていると

いうような状況になっています。この法律はまだ現行法としてもあります。基金もあります。

○田中和八委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 イタイイタイ病なんかのほうのは分かるんですけれども、このアスベストに関しての支払いについては基金というものが存在しているのかどうかということです。ごめんなさい。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 当然国のほうは基金にお金を入れないと被害者にお金を出せませんので、基金はございます。

○田中和八委員長 ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今までの全国の状況という表を頂きまして、すごく分かりやすくて、どこでどういう判決が出たかということまで書いてあるので、流れというのによく分かるようになっていて、これはありがたい資料だと思っています。

2021年5月で国とメーカーと半々責任あるよと最高裁が、それ以降は裁判としては、国は責任があるんだから、専ら建材メーカーに対する判決が多いようですけれども、和解ですね。その建材メーカーが先ほど10社とおっしゃられましたけれども、物すごく一番大きいんじゃないかというところが入っていないし、ほかにもいっぱい建材メーカーはあると思うんです。そういうところに対する訴えはどうなっているのか。一番大きいところは入っていないし、その対象というのは限りなくあるだろうし、そこに対しては訴えとしてはどうなっているんだろうかというのが現状把握の中での疑問なんですけれども、どうでしょうか。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 おっしゃるとおりなんです。我々も一番最初の訴訟を起こしたときには、56社を相手に被告として訴えをしていきました。ところが、地裁判決、高裁判決において、この流れで、やはり一定のシェア、市場に出回ったアスベスト量のシェアで絞っていきましょうというのが裁判官の考えであったわけであります。これが最終的に東京高裁が出した判決というのが10社ということになりましたので、それを最高裁は支持したことになります。

ですから、東京高裁も責任がないとは言っていないんです。ただ、賠償責任としてはシェアが高い10社だろうということで判決が出されているということあります。

ですので、大阪高裁の判決においては、賠償責任は10社以外のところはないかもしないけれども、見舞金という形で出せないかというような和解が成立しているケースもございます。

以上でございます。

○田中和八委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしますと、今回改正を求めている法律は、未提訴の人たちに対する給付金の支払いですよね、訴えを起こしている人ではなく。そうすると、未提訴の人たちは相手が、建材メーカ

一とかが特定されなくても、こういう症状になりましたということだけで給付金とか、要は支払われるんですか、認定される。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 例えば公害訴訟なんかもやりますと、例えば排気ガスを出した企業というのは誰なんだということになると、当然自動車の出荷台数が一番大きい企業が一番多く排出しているだろう、そして、小さい自動車メーカーはそれなりに排出はしているけれども少ないのであろうということあります。そうすると、アスベストの問題と排ガスの問題も似たような形になってくるんですけれども、世の中に人体に影響のある物質を排出してしまった事実は変わらないので、そこをシェアで企業ごとに基金の割合をきちんと決めて、そして支出をしてもらうというのが、これまでの企業が出す基金の在り方だったと感じています。

ですので、このアスベストにおいても、どれぐらい市場に排出してきたのかというところで、企業規模、そして市場にどれだけ排出してきたのかによって、その拠出割合というものをきちんと明確にすれば、被害者の割合と大体合って来るのではないかなどと考えております。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 では、せっかくなので紹介議員にお伺いしたいと思います。岩田議員はもう平成17年頃に一般質問もされていますし、意見書も提出しようとされたことありましたよね。平成17年というと、この裁判の初提訴が2008年だから平成20年なので、それよりもさらに前から問題に着目して、問題提起をされていたわけですよね。その当時はまだ何も制定されていない中で問題提起されたわけですけれども、その当時に比べて、現状法律が一応制定されたりしてきているという中において、救済されている範囲とか、そういうことについては岩田議員の目から見たらどのくらい進んできたなと思われますか。

○田中和八委員長 岩田紹介議員。

○岩田典之紹介議員 20年ぐらい前にアスベスト、その頃は白井市の市役所とか学校とかセンターではアスベストは一切使われていませんということだったんですけども、でも実際には全て使われていた。その当時から比べると、今は法律もできて、補償が始まっていますけれども、皆さん御存じのとおり、今も説明がありましたけれども、対象者が例えば屋内であるとか、あるいは20年であるとか、様々なことがあります。ですから、今現状ではこれでアスベスト被害者、中皮腫になったりとかする人が全て救われているわけではありませんし。私のよく知っている人、百合丘の人なんですけれども、御主人がアスベスト被害で裁判を起こしています。そういう関係もありますので、本当にこの法律ができたからといってアスベスト被害者が救済されているとはとても思えないのです、やはり法律改正して、対象者を広げて、少しでも多くの人が補償の対象になるべきだと思っています。回

答になっているかどうか分かりませんけれども。

○柴田圭子委員 ありがとうございます。

○田中和八委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 解体業とかが対象になっていないということでしたけれども、これからもどんどん古い建物を解体したりしていくわけで、そうすると実際に発症していく人たちも出てくるかもしれません。こうした場合、発症したことが何でかということがきちんと明らかにならないと認定もしてもらえない、蚊帳の外になってしまいうというのが今の状況ということでおろしいですか。そうすると、今まで何人ぐらいが原告団になっているのかなと、これからさらにまた訴訟が起こってくるという可能性というのはありますか。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 最高裁が期間というのを定めております。1975年10月1日以降にアスベストを吸った、吸うような建設業務に従事した方ということがまず1つです。そして、2004年9月30日まで、ここの期間の、1975年の10月1日から2004年9月30日までの期間において作業があつた方のみが給付金の対象ということになります。

というのは、2004年10月1日には労働安全衛生規則であります石綿則というのがきちんと改正されまして、原則建物にアスベストを使ってはいけないということを制定したのと、それと、アスベスト作業を行うに当たってはアスベストを吸わないようにきちんと対策を取らなくてはいけないという法律が定められているんです。ですから、基本的に現場で作業する際には、現在もそうですけれども、きちんとした防護対策をした者のみしか解体作業をしてはいけないと、あとはリフォーム作業をしてはいけないということになっておりますので、国の考え方としては、基本的には2004年10月1日以降は、アスベストを吸う作業があつたとしても吸い込むことはないということになりますから、基本的には2004年10月1日以降の作業に関してはということになります。

ただ、その9月30日まで作業された方ということになりますけれども、この方たちが現在まだ病気を発症しない可能性があります。2004年ですから。病気を発症するまでには20年から30年かかると言われておりますので、これがどんどん増えてくる可能性はございます。

○柴田圭子委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中和八委員長 ほかに質疑はありますか。

石田委員。

○石田里美委員 それでは、発症するのに20年から30年ぐらい要するということですけれども、実際に亡くなった後、死亡した後でもその家族、優先順位はあると思いますが、その方たちもいわゆる給付金の請求ができるとは思いますが、実際に亡くなった方でも給付金の請求と、今、実際に発症して症状が悪化した場合も追加給付金を受け取ることができるとありましたので、そういう場合も、もちろん組合に属している方しか把握はできないと思いますが、発症状況によって追加給付を受けたと

いうものがありますでしょうか。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 実際ございます。例えば、御存命のときは、一番低い給付金ですと550万円ということになるんですけれども、どうしても残念ながらアスベストを吸ってしまいと体外に排出できないものですから、必ずお亡くなりになります。その場合は、お亡くなりになられたときに、現行のアスベスト給付金法のほうに、基金に申請をしていただくと、最大1,300万円ですから、550万円を差し引いた金額が追加給付されるということになっています。これは御遺族に対して給付されるという制度となっております。

○田中和八委員長 ほかに質疑はありますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今回の請願要旨を見ますと、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に実現してくださいということだけが書いてあるんですけれども、今、具体的に幾つも、除斥期間の問題もあるでしょうし、あと、給付金の支払いの見直しのこともあるでしょうし、具体的に幾つか改正してもらいたいということが今お話の中にありますけれども、そういう具体的なことを記さないで、ざっくりとした給付金法の改正ということだけで上に意見書を上げた場合に通じるのかなというのがちょっと気になるんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 意見書案というのがございまして、この中にるる記載をさせていただきました。非常に分かりづらい部分があろうかと思うんですけども、この中で記載されているのが、1つは、先ほど委員御指摘いただきました、解体工そして屋外工、この救済ということになります。それと、企業が基金に対して拠出をする、これが2点目ということになります。そして3点目というのが、除斥期間の問題ということになります。20年という期間を経て申請を出した場合、それはもう対象外だよということになってしまいますので、この期間を延長してもらいたいという、この3点ということになるんですが、もし必要とあれば、中身的には①②③というような状況で、分かりやすく作り直してもよろしいのではないかなど、今、感じたところであります。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 確認しておきます。今のところは分かりました。請願要旨のところと意見書の中身がほぼ同じだったので、これが記載事項で、そういうふうに読み取れるんだなと思いましたので。

裁判して、全員が認められるわけじゃなくて、認められない人たちもいたりしますよね。そういう人々は給付金のほうにシフトできるんですか。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 そこがやはり、国にも建材メーカーにも残念ながら負けてしまった方というのはいらっしゃるんで、その方は給付金の対象にはならないというような形になってしまいます。例えば、裁判は起こしたんだけれども、やはり御自身がそういう建設現場できちんと働いていたという証拠がどうしても出せない方。あとは、事業所がその方を雇用していたという証明が出ない。例えば会社が潰れていたとか、年金にも入っていなかった、雇用保険に入っていなかったというような、書類上どうしても認められない方が負けてしまったというケースがございますので、そういう方はどうしても給付金にも対象にはならないというような状況になってきてしまいます。

以上です。

○田中和八委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 もう一回確認します。除斥期間は、今、取りあえず20年間ですが、管理区分決定を出したときと発症したときとで、厚労省が被害者に周知しないで除斥期間の起点をずらしていたという問題が割と最近あったみたいですけれども、現在、除斥期間はどちらの扱いをしてもらっているんですか。

○田中和八委員長 海老原参考人。

○海老原秀典参考人 ありがとうございます。これはきちんと後者ほうでありまして、管理区分認定だけでは駄目です。そちらは先にどうしてもその可能性があるねという管理部分なので、そういうものではないよねと、ちゃんと発症してからだよねということに変わりました。これがスライドのほうの3つぐらい前のところで示させていただいた中身で、あれは国が勝手にやっていたことなのでということになります。

以上です。

○柴田圭子委員 分かりました。

○田中和八委員長 ほかに質疑はいいですか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 それでは、ここで休憩をさせていただきます。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○田中和八委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

賛成討論の方ございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、この請願に対して賛成の立場で討論させていただきます。

今、御説明あったように、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金が十分でないこと、あるいは、支給対象者の拡大、除斥期間の撤廃等、「等」というのは細かいところも含まれますので「等」とさせていただきますけれども、私は望ましいと考えています。そういったことから、賛成をいたします。

○田中和八委員長 ほかに討論の方はいらっしゃいませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 賛成の立場で討論させていただきます。被害者というか、アスベストを吸い込んでしまっている方々というのは、何ら本人の責任は全くなく、国とメーカーの言わば怠慢のために何十年間かその状況が続いてしまった結果が大きな病気を被ることになっている。そういう本人に全く責任がなく、国あるいはメーカーの責めに基づくべきものにおいて個人の幸せが奪われているような状況は、やはり国が責任を持って、そしてメーカーが責任を持って救済するための最大限の努力をしていくべきだと思います。

今日、審議された内容、全ての項目について、十分に法律の改正を含めて行われていくべきだと考えますので、賛成いたします。

○田中和八委員長 ほかに討論ござりますか。いいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された請願第3号は、採択するべきものとすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された請願第3号は採択とすべきものと決定いたしました。

ここで休憩をいたします。

再開は13時30分。

休憩 午前 10時46分

再開 午後 1時30分

市 長 の 挨 捶

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議の再開に先立ち、御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。敬老の日が過ぎまして、今、白井市内に100歳以上の方は26名おられまして、25名が女性で、男性が1名です。日本全体でいきますと9万7,000人ぐらいいるそうです。その約88%が女性というようなことで、白井も非常に女性の方が元気だということで、うれしく思っています。毎日100歳の方を訪問しているわけですが、皆さん元気で、元気の秘訣はやはり物をおいしく食べることだそうです。ぜひ皆さんもそれを心がけていただきたいと思います。

それでは、本日の健康福祉常任委員会では、議案第10号のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目、及び議案第11号から議案第13号の4議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございました。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

午前に引き続き、議事等につきましては田中委員長にお願いいたします。

○田中和八委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に御配慮いただき、明瞭に発声していただきますようお願いします。

また、発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づいて行ってください。

(2) 議案第10号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目について

○田中和八委員長 これから日程に入ります。

日程第2、議案第10号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行いますが、現員現給予算については質疑をお控えください。

最初に、歳出について質疑を行います。17ページから、3款1項社会福祉費、御質問ありますか。

武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 ページ数、17ページ、3款1項2目、事業番号2番、自立支援給付に要する経費について、扶助費として指定障害福祉サービス費が173万円となっております。これは新しい制度となっていると思うんですが、どういう方が対象になっているんでしょうか。

○田中和八委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

扶助費にあります指定障害福祉サービス費の中で、今回新たに国のはうで、日中活動系サービスの

就労選択支援事業が設定されました。10月1日からの事業になります。

まず、目的なんですけれども、こちらは障害者本人が就労先、働き方によってよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用いたしまして、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援するものになります。

実施する事業所につきましては、今まで就労移行支援などのサービスを提供している事業者が実施するような形になります。1か月の間にアセスメントを行い、一般就労、就労継続支援A型、B型、どの道に行くのが一番よいのかということを多くの関係者の目で確認、決定していくという事業になります。

対象につきましては、就労を希望する障害者の方が全員対象にはなるのですが、国といたしまして、段階的に進めていくこととなっており、今年度は就労継続支援B型の新規利用者が主な対象となっております。

以上です。

○田中和八委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 173万円というところの積算の根拠を伺えますでしょうか。

○田中和八委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

新しい事業ですので、正確なところは難しいかなと思うのですが、昨年度、就労移行支援事業の新規申請者数が14名でありました。月に1回程度の新規の利用があったというところを踏まえ、月お1人分ということで試算しているところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに。

武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 続けていいですか。すみません。それでは、18ページ、3款2項2目、事業番号2、小児慢性特定疾病児童日常生活支援に要する経費として、扶助費8万4,000円となっております。これは何人分の経費になるでしょうか。

○田中和八委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

今年度当初予算のほうで約2件分の予算を計上させていただいておりまして、現在、予備費も少し使わせていただいて、もう既に2件の申請がございました。不足が生じると思われるものですので、こちらのほうの予算の積算といたしましては、当初予算と同額のほうで2件分の予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑はありますか。

どうぞ、武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 新たな2件の申請ということなんですかけれども、どのような用具になりますでしょうか。お伺いします。

○田中和八委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、千葉県が実施いたします医療の給付を受けている、在宅におられる小児慢性特定疾病児が対象となっているものでございまして、快適な日常生活が送れるように19品目の用具がございます。疾病についても16疾患ございますので、全ての方が同じものが対象になっているものではないのですが、やはり慢性呼吸器疾患であったり、慢性心疾患であったりという方の申請が多く見込まれているもので、そちらのほうも参考にさせていただき、今回についても、慢性呼吸器疾患の方を対象として、電気式たん吸引器、慢性心疾患の方用の特殊マットの機器という形で計上させていただいているところです。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 19ページの3款2項4目保育所費の一番下の修繕料、不足が見込まれるということですけれども、今年度どういうような故障が出ていて、どういうふうに修理されていて、今後の予定はどのようにになっているか伺います。

○田中和八委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 19ページの公立保育園施設管理・整備に要する経費の修繕料についてお答えさせていただきます。

修繕につきましては、毎年度当初予算では、ある程度突発的な修繕が必要になったときに、210万円ほど枠的予算を確保させていただいているんですけれども、今年度になりまして幾つか修繕のほうが発生しております、そうしたところの中で今後不足することを予想して193万7,000円を補正するものになります。

今年度修繕をしているものとして、大きいものとしてはエアコンの修繕等が発生しております。南山保育園のほうで計3回の修繕を行っておりまして、そちらが190万円ほど修繕をしているんですけれども、保育室の部分であったりとか、多目的ルームの部屋、それから、給食室で大きく修繕したものがあります。

ほかにも、流し台の排水管の修繕であったりとか、消防設備の修繕と、あと、建具、引き戸とかの修繕、そういうものについて既に修繕を複数行っておりまして、およそ枠的予算として用意した100万円ほどを既に使っているような状況が発生しております。

以上になります。

○柴田圭子委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中和八委員長 ほかに質疑はいかがですか。いらっしゃいませんか。

この際、委員として質疑をしたいので、暫時武藤副委員長と交替します。

○武藤美砂子副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願ひいたします。

田中委員、質疑をどうぞ。

○田中和八委員 それでは、25ページ、災害対策費。

○柴田圭子委員 もうそこの範囲にいっているんですか。まだそこの範囲はいっていないです。

○田中和八委員 全部が範囲じゃないの。

○柴田圭子委員 17から20ページではないですか。

○田中和八委員 20ページか。

○柴田圭子委員 進めてしまっては。20ページ、まだ21ページをやっていない。

○武藤美砂子副委員長 21ページというか、20ページまで、まだ質問ある方は残っていますか。20ページまでございますか。

○柴田圭子委員 20ページまではありません。

○武藤美砂子副委員長 ほかの方はよろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○武藤美砂子副委員長 それでは、4款1項3目指導費のところで御質問ございますか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○武藤美砂子副委員長 それでは、8款消防費、これは災害医療対策に要する経費となります。25ページから26ページになります。御質問ありますか。

田中委員。

○田中和八委員 勘違いして申し訳ございません。25ページの災害医療対策に要する経費、これの需要費なんですが、医薬材料費ということで87万2,000円入っているんですが、これはどのようなものを買おうとしているのかをお伺いします。

○武藤美砂子副委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 それでは、お答えします。

こちらにつきましては、災害時に救護所を設置することになっておりますが、そちらで利用するための薬剤等を予算計上させていただきたいと考えております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 田中委員。

○田中和八委員 それはけがでも軽いほうの設定をするというような薬品でいいですか。

○武藤美砂子副委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 こちらにつきましては、軽度者に対する応急用の消毒液ですか、化膿させないための抗生素や痛み止め、それから、降圧剤であったりとか、抗アレルギー剤等を購入する予定とさせていただいております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 田中委員。

○田中和八委員 こういう災害時用の用意、軽症のもの、これというのは、例えば千葉県とかでどこかの市はおやりになっておりますか。

○武藤美砂子副委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 お答えをいたします。

県としては一応備蓄として用意をされているんですけども、周辺市町村ですとまだそこまで準備が進んでいるところは少ない状況であると認識しております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、委員長席を委員長と交替いたします。

○田中和八委員長 その他、質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今の災害対策のところなんですが、当初予算では見込めなかった内容なんでしょうか。

○田中和八委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、薬剤の内容を決定するのに委員会等を用意させていただいて実施をしております。名称としましては白井市災害医療対策会議、こちらでいろいろな意見を伺いながら、最終的に医薬品、何を購入するかというのを検討させていただいた。この開催を3月に行ったことから、予算には間に合わなかった。そのために、最終的に補正予算という形で計上させていただいているところです。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

石田委員。

○石田里美委員 同じページの上の1) 防災行政無線。

○柴田圭子委員 これは範囲じゃない。総務。

○石田里美委員 間違えました。すみません。これは総務ですね。取り消します。

○田中和八委員長 ほかに歳出についての質疑ございますか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 次に、歳入について質疑を行います。11ページ、15款1項1目民生費国庫負担金、質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 確認したいんですけども、お願いします。11ページの国庫負担金、一番上の15款2項の民生費、該当がよく分からぬなというのがあるんですけども、聞いていいですか。歳出の18ページの子ども医療費助成金、扶助費766万8,000円が、一般財源を減額して国県支出金になっています。これが歳入のどこに該当するのか。どれとどれを足すとこの金額になるのか。その該当の名称が見当たらないんで、どれとどの金額になるのか、国と県それぞれ幾らづつなのかというのをお願いします。

○田中和八委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

まず、15款の国庫支出金、2項の国庫補助金、この総務費の補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、この1,934万7,000円のうち、子ども医療の19節の扶助費のほうに766万8,000円を一般財源から国の特定財源のほうに振り替えたということになります。

○田中和八委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ということは、国庫支出金、補助金のうちの総務の国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この1,934万7,000円の中の766万8,000円、では所掌が違う、ここは私たちの所掌じゃないところだ。総務のほうの国庫補助金が民生費のほうに使われることになったということですね。分かりました。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。いいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 それでは、16款1項県負担金、11ページです。質疑ありませんか。いいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 16款2項3目衛生費県補助金、よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 7ページの保育士派遣業務委託、これに対して質疑ありますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 来年度の保育士派遣業務委託に関して、令和7年度中に契約するということで債務負担行為が組まれていると思いますが、昨年も同じ時期に債務負担行為が組まれています。金額が若干、200万円近く、100万円か、違うようなんですが、内容的なものは何らか変わりはあるんでしょうか。

○田中和八委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 債務負担行為の保育士派遣業務委託料の内容について御説明をさせていただき

ます。

これにつきましては、昨年度も同じ時期に債務負担行為を組ませていただいているものになります。来年度、令和8年4月から令和9年3月31日までの1年間のところについて、保育士を確保するためには派遣の契約をするに当たって、事前に入札等で契約の相手方を決める前に、債務負担行為という形で補正予算に提案させていただいているところになります。

内容といたしましては保育士11名分の派遣契約を交わしたいという内容になっておりまして、現契約や、それから業者から聴取した参考の見積り等を勘案して、11名分ということで5,698万2,000円を計上させていただいているものになります。

以上になります。

○田中和八委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 昨年度もというか今年度か、11名、同じ数ですか。

○田中和八委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 契約については11名で契約をしておりますが、現時点において1名分の派遣が進んでいないということで、今現在においては10名派遣されている状況になっております。

○田中和八委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 11人の予定だったけれども、今は10人だという現状を教えてくださったということですね。金額が、今年度の債務負担行為と、今、出されている債務負担行為の金額の差は、やはり労務単価の上昇とか、何かそういうものが反映されて同じ数なのに上がっているのかなと思ったんで、そこを確認したくてお尋ねしました。

○田中和八委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 議員のおっしゃるとおり、労務単価等の上昇により金額が上がっているものになります。

以上になります。

○柴田圭子委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中和八委員長 ほかに御質問はないですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 それでは、これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで席替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時01分

(3) 議案第11号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について

○田中和八委員長 日程第3、議案第11号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けております。

これより質疑を行いますが、現員現給予算については質疑をお控えください。

まず、歳出について、8ページ、1款総務費から、質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 最初の1款1項1目一般管理費の財源付替えの委託料44万円についてなんですか
ども、これは子ども・子育て補助金のシステム改修だということなんですが、これは委託料としか入
っていないんですが、委託料の中でも、当初予算で言いますとレセプト点検委託とか、電算委託料と
か、幾つか委託の種類がございました。このシステムの変更についてどの委託の分類に入るのかと
いうことをお尋ねします。

○田中和八委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 こちらの委託内容に関しましては、国民健康保険システム改修に係る費用
といたしまして、内容を申し上げますと、子ども・子育て納付支援金計算機能、保険料計算機能、収
納更新機能等々の8項目の改修の委託を行うためのものとなっております。

以上です。

[「すみません、全然聞こえなかったです」と言う者あり]

○萩原靖殖保険年金課長 聞こえないですか。すみません。じゃあ改めまして、聞こえますでしょうか。

○柴田圭子委員 ちょっと待って。

[「音がはもっちゃってる」と言う者あり]

○柴田圭子委員 ハウリングしてますよね。

[「こっち使って」と言う者あり]

○萩原靖殖保険年金課長 大丈夫でしょうか。すみません。失礼しました。

○伊藤 仁議長 何かハウリングしてるよね。

○柴田圭子委員 ハウリングしている。

○萩原靖殖保険年金課長 聞こえますか。駄目ですか。

[「14番にしてもらってもいいですか」と言う者あり]

○萩原靖殖保険年金課長 聞こえますか。大丈夫ですか。

○柴田圭子委員 はい。

○萩原靖殖保険年金課長 すみません。改めまして、大変失礼いたしました。

こちらの委託内容といたしましては、国民健康保険システム改修といたしまして、項目を幾つか申し上げますと、子ども・子育て納付支援金計算機能、保険料計算機能、収納更新機能等々の主に8項目の機能の改修を行うための委託という形になっております。

以上です。

○田中和八委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 8項目のシステム改修というのは、当初予算の中に幾つか、レセプト縦覧点検委託料、電算委託料、5つはどういう内容だよということの記載がありますが、そのどれにも当てはまらないということですね。新しい項目として子ども・子育てのシステム改修ということだということによろしいですか。というか、委託料だけでざっくりになっちゃっているので、もうちょっと詳細が普通だったら記載されるのかなと思ったので、それをお尋ねしています。

○田中和八委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 こちらは予算内容そのものにつきましては当初予算のほうにもう含んでいる内容になっておりまして、その内容を今、改めて申し上げるところになります。今回の補正については、財源を補助金に移し替えるという内容になっておりますので、ということになります。

○田中和八委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 財源振替というのは分かっているんですけども、では、当初予算のどの部分にシステム改修というのが入るのかなと思ったんですけども、ちりばめられているということで、そのトータルが44万円で、それが財源振替されるという解釈でよろしいわけですよね。

○田中和八委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 そうですね、多岐にわたる項目がありますので、その合計で44万円という形になります。

以上です。

○柴田圭子委員 いいです。

○田中和八委員長 よろしいですか。今のところは全てよしでいいですか。

○柴田圭子委員 まだ歳出で。石田委員。

○田中和八委員長 石田委員、どうぞ。

○石田里美委員 同じく8ページ、3款1項の1)一般被保険者医療給付に要する経費で、一般被保険者医療費給付費、毎年だと思うんですけれども、この説明をお願いいたします。

○田中和八委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 こちらにつきましては、この後、これも含めてなんですけれども、この3款1項、3款2項、次のページの3款3項までなんですが、3款が国民健康保険事業費納付金というものになりますて、現状、国民健康保険の財政運営は県のほうでその責任主体として行っておりまして、私ども市町村は保険料、私どもは保険税というふうになっていますけれども、それを徴収したものを県のほうに納付するという形で、その納付されたものをまた各市町村に配分して交付されるというような流れになっていると思いますので、その納付をする分のうちの一番メインとなる医療にかかった分、国民健康保険の被保険者が医療にかかった部分の費用として賄われるところがこの一般被保険者医療給付費分という形になっております。

ちなみに、その次のものは後期高齢者支援金として徴収したものを後期高齢者の医療費に充てるもの、その次の介護保険分については、同様に介護保険の運営に充てられるという形になっております。
以上です。

○田中和八委員長 石田委員。

○石田里美委員 今、保険給付の種類の中の一環の説明だと取ってよろしいでしょうか。分かりました。

○田中和八委員長 いいですか。

第11号のほうの歳出のほう、質問ございますか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 次に、歳入について質疑を行います。7ページ、2款国庫支出金から、質疑ございますか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成の討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第12号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）について

○田中和八委員長 日程第4、議案第12号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行いますが、現員現給予算については質疑をお控えください。

まず、歳出について質疑を行います。9ページ、1款総務費から。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 次に、歳入について質疑を行います。7ページ、3款国庫支出金、質疑はありますか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ござりますか。

次に、賛成討論の方ござりますか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○田中和八委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第13号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○田中和八委員長 日程第5、議案第13号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行いますが、現員現給予算については質疑をお控えください。

まず、歳出について質疑をお願いします。8ページ、1款総務費から。いいですか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 次に、歳入について質疑を行います。7ページ、2款繰入金。ほかに質疑ございませんね。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ござりますか。

次に、賛成討論の方ござりますか。

[「なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○田中和八委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は原案のとおり可決されました。

(6) 閉会中の継続調査について

○田中和八委員長 日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査を申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中和八委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後 2時13分